

ペレット熱風炉の設置届について（注意）

ペレット熱風炉の設置に当たっては、火災予防条例により設置前に所轄消防署に届け出なければなりません。この規定は、熱風炉の燃料種、用途、炉の出力にかかわらず適用されます。また、自治体によっては、設置位置、構造等の変更（買い換え）を行う際にも事前に届出を必要としているところがあります。

参考資料

札幌市火災予防条例（抜粋）

（火を使用する設備等の設置の届出）

第 66 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、**あらかじめ、設置の位置、構造その他火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。**

(1) 熱風炉

(2) 多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積 2 平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

(3)の 2 同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上となる厨房設備

(4) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

(5) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）

(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の 2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(8) 火花を生ずる設備

(8)の 2 放電加工機

(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

(10) 燃料電池発電設備（第 12 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）

(11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 16 条第 4 項に定めるものを除く。）

(12) 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル以上のものに限る。）

(13) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(14) 水素ガスを充てんする気球

2 前項の位置及び構造等を変更しようとするときは、所轄消防署長に届け出なければならない。